仕　様　書

１　事業名称

令和９年度不登校支援事業における不登校支援サポーター派遣業務委託

２　事業目的

不登校児童生徒への支援については喫緊の課題であるが、不登校の要因は複雑化している。多様化する支援の必要性に対し、学校内でのサポート及び学校外の居場所との連携を含めた児童生徒一人ひとりに応じたアプローチが求められる。

東淀川区内の市立小中学校において、不登校、継続的な登校に至らない又は一時的にでも普通教室で授業が受けられない児童生徒等を対象に、学校、区役所と連携して、登校支援や学校内でのサポート又は学校外の居場所との連携等を行うサポーターを派遣することで、児童生徒の継続的な登校や社会的自立、教職員の負担軽減等を含めた学校教育活動全体の支援に繋げる。

３　契約期間

令和９年４月１日（木）から令和10年３月31日（金）まで

４ 事業実施期間

対象児童生徒に対する支援は令和９年４月１日（木）以降の本市が定める日より開始し、令和10年３月31日（金）までの実施とする。なお、対象児童生徒に対する支援を開始するまでの期間を本市及び学校等との調整に係る準備期間とする。

（詳細は事前に本市及び学校と打合せのうえ決定すること。）

５　適用範囲

（１）この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。

（２）この業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び本市職員の指示によるものとする。

（３）受託者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義が生じた場合は、本市の担当者と協議するものとする。

６　対象

本市が指定する区内市立小中学校における、不登校、継続的な登校に至らない又は一時的にでも普通教室で授業が受けられない児童生徒等

なお、対象児童生徒は学校が選定する。学校が選定した児童生徒が登校していない場合は、「11 業務内容（１）イ」に記載の児童生徒を対象者とすることがある。

また、本市が指定する区内市立小中学校は合計９校以内（小学校６校、中学校３校を想定）とする。

７　実施場所

本市が指定する区内市立小中学校及び区内の市立小学校長・中学校長又は本市が指定

する場所（対象児童生徒の自宅から学校までの通学路、東淀川区役所、東淀川区子ども・子育てプラザ、北部こども相談センター等を想定）

実施場所は原則東淀川区内とするが、本市及び事業者の双方が合意した場合は、大阪市内の公的機関等（中央こども相談センター等を想定）も実施範囲とする。

なお、本市が指定する場所については、決定後、別途通知する。

（参考：区内市立小学校・中学校）

学校名	住所
井高野小学校	大阪市東淀川区井高野１－28－27
東井高野小学校	大阪市東淀川区井高野２－８－28
大隅東小学校	大阪市東淀川区瑞　光５－８－19
大隅西小学校	大阪市東淀川区大　隅２－３－18
小松小学校	大阪市東淀川区小　松３－18－15
大桐小学校	大阪市東淀川区大　桐４－１－15
大道南小学校	大阪市東淀川区大道南１－23－６
豊里小学校	大阪市東淀川区豊　里５－14－60
豊里南小学校	大阪市東淀川区豊　里５－12－41
豊新小学校	大阪市東淀川区豊　新４－17－26
新庄小学校	大阪市東淀川区上新庄２－20－５
下新庄小学校	大阪市東淀川区下新庄５－２－９
菅原小学校	大阪市東淀川区菅　原６－３－25
東淡路小学校	大阪市東淀川区東淡路３－３－32
西淡路小学校	大阪市東淀川区西淡路５－５－32
啓発小学校	大阪市東淀川区東中島４－８－38
井高野中学校	大阪市東淀川区井高野２－８－13
瑞光中学校	大阪市東淀川区瑞　光４－９－37
大桐中学校	大阪市東淀川区大　桐４－５－８
東淀中学校	大阪市東淀川区豊　里６－25－19
新東淀中学校	大阪市東淀川区豊　里１－10－32
柴島中学校	大阪市東淀川区柴　島２－８－36
淡路中学校	大阪市東淀川区西淡路４－25－53
中島中学校	大阪市東淀川区東中島４－８－38

８　不登校支援サポーター総配置時間

年間1,512時間以上（９（１）に定める「不登校支援サポーター」総配置時間）

※1,512時間以上の提案を可とする。なお、「令和９年度不登校支援事業における不登校支援サポーター派遣業務委託募集要項（公募型プロポーザル）」２（３）契約上限金額(委託料)に定める金額以内で提案すること。

※１回の稼働につき原則２時間以上は勤務すること。

※１か所あたり、週に４時間程度（１～２回程度）での実施を想定しているが、具体

的な実施場所・実施日時については、受注者が事前に本市担当者及び各学校担当者と打合せのうえ、決定すること。

※総配置時間の残時間を管理し、計画的に配置できるよう学校と調整を行うこと。

※総配置時間には、本市担当者及び各学校担当者との打合せ等に係る時間は含まず、不登校支援サポーターが対象児童生徒を支援するために従事した時間とする。

９　実施体制

（１）本事業の業務内容を実施するために「不登校支援サポーター」（以下、「サポーター」という）を各校に１名従事させること。なお、各校で従事するサポーターは、原則同じサポーターとすること。

（２）本事業を実施するにあたり、事業責任者を置くこと。

（３）発達障がい等、配慮を要する子どもの参加があれば、対応できる人材を配置すること。

（４）サポーターの配置にあたっては、個々の児童生徒の特性に即した柔軟な体制とすること。

（５）様々な背景のある児童生徒と接するにあたり、本事業に関わるすべての人員に対し、事業目的を達成しうる人材育成（必要な研修の定期的な実施等）を実施すること。

（６）学校及び本市等との連携の中で、本市及び事業者の双方が必要と判断した場合は、適宜、情報共有や今後の対応のための打合せや、本市等が実施する研修等に積極的に参加すること。

（７）本事業を実施するにあたり、予見しうるあらゆるリスクに対する安全管理、危機管理及び緊急対応体制の構築を行うこと。

10　資格等

サポーターは、教員の資格を有する者である必要はないが、本業務の目的を理解し、児童生徒の学校生活及び自立支援に係るサポートに対して熱意のある経験豊富な者とする。

11　業務内容

（１）次に掲げる事業の企画及び運営を各小中学校及び区が指定する市内の場所において行うこととする。

ア　不登校児童生徒及び継続的な登校に至らない又は一時的にでも普通教室で授業が受けられない児童生徒に対して、個々の児童生徒の課題に即した支援計画を立て、経験豊富なサポーターによる手厚い学校生活及び自立支援に係るサポート（登校支援、教室又は学校内の居場所等での児童生徒の見守り、本市が指定する学校外の居場所又は自立支援機関等への付き添い・見守り等）を行うこと。（特に、不登校の解消については、その要因に対する具体性をもった支援計画を立てること。）なお、支援計画を立て、サポートを行う児童生徒は学校が指定する。

※教室又は学校内の居場所等での児童生徒の見守りにおいては、１人のサポーターにつき、複数名の見守りを行うことも想定すること。

イ　前記アに掲げる児童生徒が登校していない場合等は、登校するものの何らかの支援を要する児童生徒（学習遅滞や過去に不登校になったことがある等を理由として、今後、不登校に陥る蓋然性の高い児童生徒）を学校と協議のうえ選定し、当該児童生徒に対する不登校を未然に防ぐための効果的な支援を行うこと。

ウ　前記アに掲げる児童生徒における普通教室復帰後のモニタリング調査を実施すること。

エ　学校及び本市との連絡調整（特に対象児童における福祉的課題等を発見した場合は、学校へ速やかに報告すること）

※児童生徒と接する際は必ず、統一した名札を着用する等により本事業のサポーターであることがひと目でわかるようにすること。

（２）上記（１）の業務内容に基づき、業務実施体制（人材確保、体制、個人情報の取扱い方法等）・計画書（スケジュール表）の作成等、目的達成に向けた運営を実施すること。

特に、支援計画は学校と綿密に連携し作成することとし、必要に応じて学校からのフィードバックや意見、意向を踏まえ、支援計画の見直しを実施すること。

（３）学校及び本市等との連携の中で、本市及び事業者の双方が必要と判断した場合は、適宜、情報共有や今後の対応のための打合せや、本市等が実施する研修等に積極的に参加すること。

（４）本業務における毎月の活動の記録及び報告書を作成し、学校長又は教頭、あるいは学校長が認める学校担当者によるサインを受領した後、翌月10日まで（令和10年３月分においては令和10年３月31日まで）に本市へ報告すること。なお、活動の記録及び報告書の様式は本市と協議のうえ、決定する。

（５）本事業の総括として、従事した支援内容、日数及び時間、支援前より状況の好転が見られた児童生徒の割合等を明記した事業実施報告書（受託者の任意形式）を令和10年３月31日までに提出すること。

（６）受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識をもって業務を遂行するよう、適切な研修を実施し、「人権問題研修実施報告書」（様式１、様式２）を令和10年３月31日までに提出すること。

（７）受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた従事者向けの研修等を実施し、「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（様式３）を令和10年３月31日までに提出すること。

12　個人情報の取扱い

（１）本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させなければならない。

（２）受注者は、個人情報が漏えい、滅失、き損又は改ざんされないよう、適正な管理に

努めなければならない。
（３）受注者は、本件業務に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。本契約の終了後においても同様とする。
（４）受注者は、個人情報を本件業務以外の目的に使用してはならない。
（５）受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。ただし、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
（６）受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。ただし、本市の承諾を得たときはこの限りではない。
（７）受注者は、個人情報に関する本件業務の履行において事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに本市に報告し、本市の指示に従わなければならない。
（８）本市は、受注者に対し個人情報の取扱いについて立入検査を行い、又は必要な措置を講じるように指示することができる。
（９）受注者は、個人情報が記載された資料を本契約の終了後直ちに本市に返還及び引き渡さなければならない。ただし、本市が別に指示したときは、それに従うものとする。
(10) 本市は、受注者が本仕様に定める個人情報の取扱いに違反していると認めたときは、本契約の解除及び受注者に対する損害賠償の請求をすることができる。
(11) 本市は、受注者が条例第15条第1項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、受注者に対し是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表する措置を講じることができる。

13　再委託について

（１）業務委託契約書第16条第１項に規定する「主たる部分」とは次のア及びイに掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
ア　委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ　本仕様書「11業務内容」に関する業務
（２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。
（３）受注者は、上記（１）及び（２）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
（４）地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
（５）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託

等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第２項及び第16条の２第２項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14　関係法令等の遵守

本業務へ従事するに当たっては、令和８年12月25日に施行予定の、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認等が必要となることから、以下の対応を行うこと。

（１）従事者に対する特定性犯罪（こども性暴力防止法第２条第７項）の前科の有無について本市で確認する必要があることから、契約後、速やかに従事者の情報（氏名・メールアドレス等）及び本市より確認結果を連絡する連絡先（責任者名・メールアドレス・連絡先電話番号）について、本市に報告すること。なお、報告については、別途本市より提示する様式により行うこと。
（２）特定性犯罪の前科の有無が確認できた従事者のみ従事可能とするため、スケジュールを踏まえ従事者の確保に努めること。（標準的な確認スケジュールは、２週間～１か月を想定）
（３）従事者に対し、従事前に別途本市より提示する指定の研修を受講させること。
（４）特定性犯罪事実該当者であった場合や児童対象性暴力もしくは不適切な行為等が行われたと合理的に判断された場合、当該従事者を本業務に従事させず、他の従事者を従事させること。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙条文を参照

15　その他

（１）この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の各項について疑義の生じたときには、受注者はその都度、本市と協議を行い、その指示に従わなければならない。
（２）本事業にかかる協議、打ち合わせ等の必要経費、その他業務に要する経費はすべて受注者の負担とする。
（３）受注者は、事業の進捗状況について、本市からの要請に基づき業務実態が確認できる関係書類を速やかに提示し報告を行うこと。事業実施状況を常に把握し、本市が求める情報を適切な形式で提出できるようにしておくこと。
（４）受注者は、本件業務にかかるリスクに対応する保険に加入すること。
（５）事業実施時に事故が発生した場合は、ただちに事故調査をし、本市へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理を行うこと。
（６）職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。

（７）大阪市暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例施行規則を遵守すること。

16　問合せ先

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新２丁目１番４号
大阪市東淀川区役所保健福祉課（教育）１階12番窓口
担当：堀井・上野
ＴＥＬ：06－4809－9807　ＦＡＸ：06－6327－1970
Ｅメール：tm0016@city.osaka.lg.jp

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東淀川区役所企画総務課担当（連絡先：06－4809－9625）に報告しなければならない。

職員等の公正な職務の執行の確保に係る特記仕様書

（条例の遵守）
第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）
第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。
２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

（調査の協力）
第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）
第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）
第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市　受注者：事業者）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

【様式１】

令和９年度 人権問題研修実施報告書

年　月　日

<table>
<tr><td colspan="2">所管局・担当名
東淀川区役所保健福祉課
（教育）</td><td>担当者名</td><td>連絡先（電話番号）
06-4809-9807</td></tr>
<tr><td colspan="4">団体・事業者名</td></tr>
<tr><td colspan="4">団体・事業者の種別等（該当の番号に記入ください。）</td></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="3">外郭団体等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td colspan="3">委託業者（委託している業務名を下記に記入ください。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和９年度不登校支援事業における不登校支援サポーター派遣業務</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="3">指定管理者（管理している施設名を下記に記入ください。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td colspan="2">〒　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">Tel：</td><td>Fax：</td><td>電子メール</td></tr>
<tr><td colspan="4">従業員数(正規職員、非正規職員）正規職員：　　名　非正規職員：　　人</td></tr>
</table>

【様式２】

令和９年度　人権問題研修実施報告書

月　日	区分	研修テーマ	講師・研修方法	会　　場	時間数	対象（受講人数）
（例） ３月１４日	⑤	パワハラ防止他	講師名：○○　○○ 研修方法：経営層人権啓発講座	大阪市中央公会堂	３時間	管理職（２名）

＊区分：次に該当する研修の番号を記入ください。

① 自社（貴団体）独自で行う研修

② 所管局が主催する研修

③ 市民局ダイバーシティ推進室が市民啓発として実施している事業（出前講座等）

④ 区が中心となって実施している事業（人権講演会、人権展等）

⑤ 大阪市人権啓発・相談センターが企業啓発として実施している事業（人権啓発基礎講座・経営層人権啓発講座等）

⑥ その他：上記に当てはまらないもの

＊受講職員（人数）：自社（団体）の管理職、その他の団体常勤職員、非正規職員に分けて、受講人数を記載してください

【様式　3】

障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

令和　　年　　月　　日

東淀川区長　様

所 在 地：

事業者名：

代表者名：

次のとおり実施しましたので報告します。

記

1　事業名等

事業名	令和９年度不登校支援事業における不登校支援サポーター派遣業務委託
担当者名	
連絡先	

2　研修内容

月　　日	講師・研修方法等	時間 （分）	対象（受講人数）